堺社協生第 1005 号

平成30年4月10日

関係各位

（社福）堺市社会福祉協議会

堺市権利擁護サポートセンター

所長 小山　義輝

成年後見制度等に関する研修の実施について（通知）

標記の件について、成年後見制度を始めとした権利擁護の知識や、新たな地域福祉の担い手として注目されている市民後見人についての理解を深め、今後の業務遂行の一助とするため、下記の通り研修を実施いたします。

なお、参加申し込みにつきましては別紙参加者名簿に記入の上５月１４日（月）までに下記問い合わせ先へメールにてご回答くださいますようお願いいたします。

１．研修対象者

　　以下の機関に所属する相談支援担当者のうち権利擁護支援（成年後見制度）に関する初任者

・行政（各区地域福祉課・生活援護課・保健センター）職員

・基幹包括支援センター・地域包括支援センター

・障害者基幹相談支援センター・総合相談情報センター

・堺市内事業者

２．日時・場所・研修内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日時 | 内容 | 場所 |
| 5月17日（木）13：30～17：10 | 1. 権利擁護と成年後見制度について

あかり法律事務所　　小山 操子 弁護士1. 市長申立ての事務について

　　　長寿支援課・障害施策推進課1. 老人福祉法におけるやむを得ない措置の事務手続きの説明

　　　地域包括ケア推進課　※ ②③については、行政職員のみを対象に実施。 | 堺市役所　本館地下一階東西会議室 |

３．その他

　　参加職員の交通費については、各所属でご負担いただきますようお願いいたします。

４．問合せ先・申し込み先

　　社会福祉法人　堺市社会福祉協議会　堺市権利擁護サポ―トセンター

　　〒590-0078　堺市堺区南瓦町２－１　堺市総合福祉会館４階

　　TEL／FAX：072-225-5655

　　E-mail：asc@sakai-syakyo.net

※この研修は、堺市からの委託を受け、堺市社会福祉協議会　堺市権利擁護サポートセンターが実施しています。

成年後見制度等に関する研修　参加者名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所属 | 連絡先 | 氏名 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※平成３０年５月１４日（月）までにご提出ください。